

短 報

静岡県内の医療機関および福祉施設等の
理学療法従事者の実態調査*

竹谷 春逸** 中村 重敏 坂口 光晴

例年、私達は日本理学療法士協会代議員会議に理学療法士、作業療法士法17条の理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならないという項に抵触する問題を提出してきた。しかし、その実態については一部を知るのみで、全体的な把握は勿論、各医療機関及び福祉施設等で働く理学療法従事者の実態さえも把握していないのが現状である。今回、私達は静岡県内における各施設での理学療法士および理学療法士以外の理学療法に従事している者の実態を把握するために調査を実施した。

調査方法

調査方法は質問紙を用いた。質問の項目は理学療法従事者を資格制度別にし、1. 理学療法士、2. あん摩マッサージ、指圧師、鍼師、灸師、3. 柔道整復師、4. その他、の項目にした。尚、他の項目については自由記入とした。

静岡県内の理学療法が行われていると思われる医療機関及び福祉施設等は表Ⅰの通りであるが、ただし、病院関係では精神病棟、結核病棟が重複している場合は1施設とみなし、福祉施設等についても重複している施設についても同様に取り扱い、219ヶ所に質問紙を郵送した。郵送は昭和58年8月末に一斉に行ない、12月末をもって締切にし、回収した。

結果

アンケート回収は219ヶ所中146ヶ所(66.7%)である

* An Investigation of Workers engaged in Physical Therapy in Medical Institutions and Homes in Shizuoka Prefecture

** 浜松医科大学附属病院リハビリテーション科
Syunitsu Takeya, Shigetoshi Nakamura and Mitsuharu Sakaguchi: Rehabilitation department of Hospital of Hamamatsu University School of Medicine

表Ⅰ 静岡県医療機関および福祉施設

機 関 名	施設数	収容人員
病 院	145	815
児童養護施設	10	940
虚弱児施設	1	100
精神薄弱児施設	15	794
精神薄弱児通園施設	8	320
心身障害児通園施設	11	230
	3	274
肢体不自由児療護施設	1	70
重症心身障害児施設	4	366
特別養護老人ホーム施設	29	2,347
老人福祉センター	33	
更正援護施設	2	
重度身体障害者更正援護施設	1	
重度身体障害者収容授産施設	4	
身体障害者通所授産施設	1	
身体障害者福祉工場	1	
身体障害者養護施設	4	
養護学校	13	
養護学校分校	2	
保健所	20	

静岡年鑑(昭和57年度版)静岡新聞社

る。(表Ⅱ参照)

理学療法を実施している施設は、病院関係(リハビリテーション専門施設を含む)63ヶ所、心身障害児通園施設1ヶ所、肢体不自由児施設1ヶ所、特別養護老人ホーム14ヶ所、老人福祉センター1ヶ所である。

理学療法に従事している職種は理学療法士69名、あん摩、マッサージ、指圧師および鍼師、灸師は159名、柔道整復師4名、その他(看護婦、保母、大学の体育学部、社会福祉学部卒業者、生活指導員、無資格者等を含む)64名である。

1. 職種別の人員数

(32)

理学療法学 第11巻第1号

表2 アンケート回収

機関名	郵送数	回収数	%
病院	123	81	66
保健所	20	16	80
心身障害児通園施設	11	5	45
肢体不自由児施設	3	1	33
特別養護老人ホーム	29	25	86
老人福祉センター	33	18	54
計	219	146	66

(1)理学療法士は26施設69名、そのほとんどは病院およびリハビリテーション専門施設に限られている。又、非常勤で病院関係3施設6名、特別養護老人ホーム4施設6名が出向いている。

病院機関での理学療法士の人員は次のとおりである。
1名13施設、2名5施設、3名3施設、5名2施設、6名1施設、10名1施設、11名1施設となっている。理学療法士が5名以上の施設全てリハビリテーション専門施設である。一般病院及び総合病院での理学療法士は1～2名が最も多い。

理学療法士だけで理学療法部門を運営しているところは5施設である。

(2)あん摩、マッサージ、指圧師および鍼師、灸師

あん摩マッサージ、指圧師および鍼師、灸師は多くの者は免許を重複して所有しているため、ここではこの項目を1つとして取扱い処理した。

あん摩、マッサージ、指圧師および鍼師、灸師で理学療法に従事している者は159名、その内訳は病院関係54施設142名、心身障害児通園施設1施設1名、肢体不自由児施設1施設6名、特別養護老人ホーム8施設9名、老人福祉センター1施設1名となっている。

あん摩、マッサージ、指圧師および鍼師、灸師の免許をもつ者が、理学療法士の約2～3倍の人員が、多岐にわたる職場へ進出し、理学療法に従事している。

病院関係で働いているあん摩、マッサージ、指圧師およ

び鍼師、灸師は1名の所が13施設、2名18施設、3名13施設、4名10施設、5名2施設、13名1施設である。一般病院及び総合病院では1～5名の所が、又、5名以上の所はリハビリテーション専門施設である。

(3)柔道整復師

柔道整復師いわゆるほねつき師は病院関係で2施設2名、心身障害児通園施設1施設1名、特別養護老人ホーム1施設1名である。あん摩、マッサージ、指圧師及び鍼師、灸師等に比べ、理学療法に従事している者が少ない。

(4)その他の職種

その他の理学療法従事者は自由記載にしたため、記入の仕方がまちまちで統一されていないため職種及び人員数が不明である。しかし、記入されているのは看護婦、保母、生活指導員、大学体育学部、福祉学部卒業者、無資格者などとなっている。

その他の職種の人達が理学療法に従事しているのは病院関係21施設46名、肢体不自由児施設1施設3名、特別養護老人ホーム7施設14名、老人福祉センター1施設1名となっている。理学療法士と殆んど同数の者が働いている。その他の人達が病院関係で働いているのは1名だけが8施設、2名8施設、3名3施設、6名1施設、7名1施設となっている。一般病院では1～2名が多く、3名以上はリハビリテーション専門施設である。

まとめ

静岡県の理学療法従事者は理学療法士が69名、理学療法士の資格のない者が227名である。無資格者が理学療法士の約3倍である。又、職場も理学療法士の多くは病院とリハビリテーション専門病院に限られているが、無資格者は病院や福祉関係の小児及び老人施設等の多方面で働いている。

今回は、理学療法に従事している者の資格等を把握する調査であったが一応の成果があったと思われる。

今後、その他理学療法従事者の職種及び資格を詳細に把握する必要がある。